

《はじめに》

子どもや保護者に対する共感的な視点を持ち、 保育者集団の集団的な取り組みを創造する

あなたは、「障害児保育」というと何を思い浮かべますか？

障害のある子どもが保育所や幼稚園で保育を受けていることを知っている人は増えてきています。あなたも子ども時代に、障害のある子どもと同じ園、同じクラスで生活したことがあるかもしれませんね。

しかし、障害児が保育を受けている場は保育所・幼稚園だけではありません。障害があつたり、障害になる可能性をもつ子どもを対象とした児童発達支援事業や児童発達支援センター、特別支援学校幼稚部などの存在はあまり知られていません。保育所・幼稚園に比べれば少なく、身近ではないからです。こうした場には、保育所・幼稚園での受け入れが困難な障害の重い子どもだけでなく、ゼロ歳児や1・2歳児のように保育所・幼稚園に入園する前の幼い子どもが通っています。障害の程度や年齢に関係なく、どの子どもにも楽しい乳幼児期を保障するために、さまざまな場で保育者が子どもたちと向き合っています。あなたの自治体には、どのような場があるでしょうか？

わが国において「障害児保育」が全国的に広がりはじめたのは1970年代後半以降のことです。保育所での障害児の受け入れを国が正式に認めたのは1974年でした。この年は、私立幼稚園での障害児保育に対して助成金が交付されはじめた年でもあります。また、それまでは6歳以上の不就学児（当時は障害が重いと学校にも入れてもらえずに不就学になっ

ていた障害児が多数いました)を対象にしていた知的障害児通園施設に対して、6歳未満児の受け入れを国が認めたのも1974年です。ですから障害乳幼児関係者は1974年を「保育元年」と呼んでいます。

その後、障害のある子どもが通える場は少しずつ広がっていききましたが、保育の場が急速に広がったのは1990年代に入ってからです。国の「障害者プラン」に障害乳幼児の保育・療育が位置づけられたからです。ですから、保育者養成課程において「障害児保育」を必修にすべきという声が、当時の厚生省からも上がったのですが結局見送られ、2002年度から必修の「演習」としてやっと位置づけられることになりました。

だから長い間、みなさんの先輩保育者は養成課程で学ぶ機会もなく、障害のある子どもと向き合ってきたのです。保育所や幼稚園では、入園する障害児は増えても担任する機会はそう多くはなく、また常に同じような障害児が入るわけでもなく、前の経験が生かせないということが多く見られます。また、児童発達支援事業や児童発達支援センターの職員も、最初から障害児のことを学んできたとは限らず、特に公立施設では保育所からの異動により障害児を担当することになったというケースもままあります。そのために現在も日々悩みながら保育に取り組んでいる保育者が多いのです。私は1978年から30年間、月1回、障害児を担当している保育者との学習会を開催していましたが、毎年、新たに障害児を担当し悩んでいる保育者が参加してきました。誠実な保育者ほど、子どもとの対応、クラスのあり方、保護者との連携のあり方に悩み苦しんでいます。

全国障害者問題研究会が1986年に『テキスト障害児保育』を出版したのは、こうした保育者たちに少しでも手がかりを保障したいとの思いからでした。このテキストは好評を得て増刷を重ね、1996年に改訂版を出した後もたくさんの読者を得てきました。そして、全く装いも新たに

『新版・テキスト障害児保育』を2005年に出版することになったのは、障害児保育を巡って大幅な制度変更がなされたこと、必修となった「障害児保育演習」において活用しやすいテキストにすること、そして2004年に施行された「発達障害者支援法」に対応して知的障害のない発達障害と呼ばれる子どもたちへの取り組みを積極的に位置づけることの必要性からでした。その後も、障害のある子どもに関わる制度変更が行われ、あらためて今回、大幅改訂を行うことにしました。

障害のある乳幼児の通える場のうち最も数が多いのは保育所です。しかし、障害児が入所しても特別な手だてが保障されるとは限りません。1974年から始まった障害児保育補助制度は、2003年度より地方交付税化され、加配職員の保障などは自治体の裁量に任されています。保育所や幼稚園の障害児保育をバックアップするために実施される「障害児等療育支援事業」にもとづく巡回指導も、2003年より地方交付税化され、都道府県の裁量に任されることになり、都道府県や自治体が障害児保育に熱意を有しているかどうかによって格差が生じています。

2012年4月から、児童福祉法の改正により、保育所に入所する前の早期療育や障害の重い子どもたちの療育を担ってきた通園施設は「児童発達支援センター」に、人口規模の小さい自治体の療育を担ってきた児童デイサービス事業は「児童発達支援事業」に制度移行しました。これらは2006年より障害者自立支援法と同様の仕組みに基づいて運営されてきましたが、その根幹をなす「利用契約」「出来高払い」「応益負担」の考え方は、制度移行後も変更されませんでした。障害を受け止めることが課題となっている乳幼児期の父母にとって、わが子の障害を前提とした「利用契約制度」は、専門施設を利用する際のハードルとなっています。利用実績に基づいて施設への運営費が支給される「出来高払い」の制度

のために、新型インフルエンザの流行や東日本大震災によって、多くの療育施設が財政的危機にさらされました。家族が大変なときに機能してこそその児童福祉事業のはずが、現行制度では不安定な運営を強いられているのです。「応益負担」の仕組みにおいては、職員配置基準を改善すれば、それは父母の経済的な負担として直接跳ね返ります。こうした療育制度の問題は、一般の保育制度にも持ち込まれようとしています。

幼稚園、保育所の制度そのものも見直しがなされてきている現状では、今後、乳幼児や障害児たちに関する制度がさらに変わり、このテキストもまた短期間に再改訂を求められるかもしれません。

しかし、障害児と保護者が豊かな乳幼児期を過ごすために大切なことは、制度がどう変わろうと変わるわけではありません。何が最も大切なことなのか、本書を通して学び合い考え合ってください。そんな思いをこめて、日常的に障害児・保護者そして保育者たちと関わりながら発達相談に取り組んでいる者たちでこのテキストを執筆しました。

障害児・保護者そして保育者たちの思いや悩みをくみ取りながら、明日への希望をもてるようにとねがって、日々保護者や保育者がぶつかる問題を中心に内容を構成しましたが、最も重視しているのは、子どもや保護者に対する共感的な視点と、保育者集団の集団的な取り組みの創造です。このテキストを素材にして障害児理解を深めてくださることを期待しています。

2013年2月 編者を代表して 近藤直子

◎目次

はじめに 3

子どもや保護者に共感的な視点を持ち、集団的な取り組みを創造する

第1章 障害乳幼児の生活と発達 11

障害児保育と発達保障の歴史／障害児保育の前提～私たちに求められること／障害児保育の内容と方法～なかみをつくる／障害児保育の目的～人格として育てる／子どもの発達の道すじ～見通しのある保育のために

第2章 保育実践の展開 31

障害乳幼児の保育・療育施設と保育所・幼稚園の違いは？／保育計画を立てて見通しをもって実践を進めよう／あそびを軸に日々の保育を築く／担任任せにしないで職員集団で実践を深めよう